

第 47 回 栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和3(2021)年2月19日(金) 17:00~

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

次 第

1 開 会

2 議 題

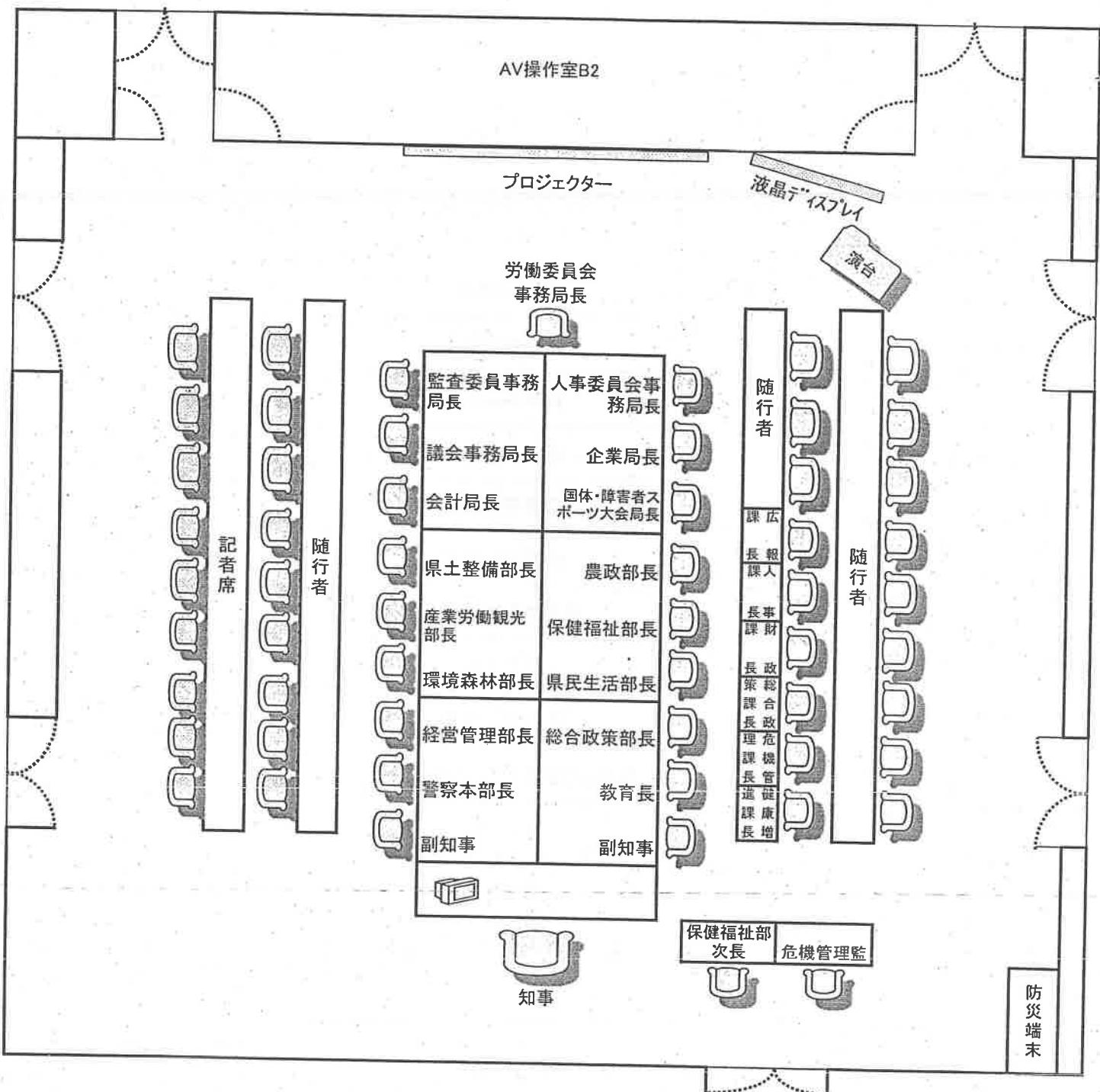
- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針の改正について
- (2) 今後の対応について
- (3) その他

3 閉 会

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	野井 祐一
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	千金楽 宏
	環境森林部長	鈴木 英樹
	保健福祉部長	海老名 英治
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	國井 隆弘
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	熊倉 精介
	監査委員事務局長	加藤 高
	労働委員会事務局長	松崎 稔彦
	危機管理監	松村 誠
	保健福祉部次長	関本 充博

本部会議座席表(危機管理センター本部室)



新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針

令和2(2020)年4月2日

(令和3(2021)年2月19日変更)

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

国が令和2(2020)年3月28日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年2月12日変更)に基づき、本県における新型コロナウイルス感染症対策を更に推進するため、今後の基本的な対応方針を定める。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(平成25年11月策定)等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要がある。

1 基本的な方針

- ・新型コロナウイルス感染症の感染予防やまん延防止をはじめ、県民等の不安解消、県民生活や県内経済への影響の最小化を図るために、国、市町、関係機関等と連携し、全県を挙げて取り組む。
 - ・緊急事態措置を実施すべき区域(以下「緊急事態措置区域」という。)となった場合には、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクの高い場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限することを実施する。具体的には、飲食店等に対する営業時間短縮要請、夜間の外出自粛、テレワークの推進等の取組を強力に推進する。
 - ・緊急事態措置区域から除外された場合においては、対策緩和について段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける。
 - ・まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という。)となった場合においては、知事が定める期間、区域及び業態において、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。
 - ・緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の場合においては、感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていく。その際、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意して適切に判断する。
 - ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や「感染リスクが高まる「5つの場面」を回避すること等を促すとともに、事業者に対して業種別ガイドライン等の実践を促していく。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況等を継続的に監視するとともに、県民等に対し情報提供・共有を行う。
- また、医療提供体制がひっ迫することのないよう万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、健康福祉センターの体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ・的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会・経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
 - ・感染の拡大が認められる場合には、重点的・集中的なPCR検査の実施や営業時間短縮要請

等を含め、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

2 実施体制

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部は、市町と連携し、指定地方公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型コロナウイルス感染症に対する各種対策を推進する。

3 対策の重要事項

(1) 情報提供・共有

① 県民等に対し、共感が得られるようなメッセージを発出するとともに、状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。

＜情報提供や呼びかけの例＞

- ・感染者の発生状況等の正確な情報提供。
- ・医療提供体制や検査体制の情報提供。
- ・「三つの密」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避や、「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染予防策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
- ・室内で「三つの密」を避けることの呼びかけ。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。
- ・「感染リスクが高まる「5つの場面」」（飲酒を伴う懇親会やマスクなしでの会話など）や、「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（なるべく普段一緒にいる人と少人数、席の配置は斜め向かい、会話の時はマスク着用等）の周知。
- ・特に、マスクをはずす飲食の場において、「マスクなしの会話」を減らすことが重要であることから、「会話する＝マスクする」（カイワスル ハ マスクスル）運動の周知の徹底を図る。
- ・各種業界団体と連携し、業種別ガイドライン等の実践について取組を徹底するとともに、各事業者の参加による感染防止対策の「見える化」の取組となる県民運動「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を推進する。
- ・風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
- ・感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
- ・国が作成した「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」の周知。
- ・感染者・濃厚接触者や感染者の診療に携わった医療機関・医療関係者、その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ・従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
- ・県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ・また、国、市町等との緊密な連携により、様々な手段により県民等に対して感染状況に

応じたメッセージや注意喚起を行う。

- ・とちまる安心通知の利用の呼びかけ。
 - ・接触確認アプリ（COCOA）のインストールを呼びかけるとともに、陽性者との接触があった旨の通知があった場合における適切な機関への受診の相談や陽性者と診断された場合における登録の必要性についての周知。
- ② 情報発信に当たっては、国のホームページ等を紹介するなどして有機的に連携させるとともに、県の各種広報媒体やSNS等も積極的に活用し、迅速かつ積極的に県民等（在留外国人、外国人旅行者を含む。）への情報発信を行う。
また、企業や各種団体等とも連携して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くように、丁寧な情報発信を行う。
- ③ 市町と連携した感染拡大防止措置がより迅速かつ的確に講じられるよう、患者の発生地（市町名）等に関する情報を適切に提供する。

（2）相談

- ① 感染状況等を踏まえ、帰国者・接触者相談センター（広域健康福祉センター、宇都宮市保健所）やコールセンター、市町等の相談体制を継続する。
- ② 外国人や聴覚障害者等に対する相談体制を継続する。

（3）サーバランス・情報収集

- ① 感染症の広がりを把握するために必要な検査を実施し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出等によりその実態を把握する。
- ② 保健環境センターや民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域外来・検査センターの整備を進める。また、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、感染が拡大している地域においては、必要に応じ、医療・介護従事者、入院・入所者等関係者に対し、抗原定性検査やプール化検査法を含むPCR検査等による幅広い検査の実施に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図るなど、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策を実施する。
- ③ PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。
また、感染症法第12条及び第15条に基づき、地方公共団体間での迅速な情報共有を行うとともに、感染状況について、リスク評価を行う。

（4）まん延防止

1) 緊急事態措置区域となった場合の取組等

- ① 外出の自粛（後述する「④ 職場への出勤等」を除く。）
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第45条第1項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛について協力の要請を行う。特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底する。なお、その際、不要不急の都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促す。

- ・医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。
- ・「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策を徹底するとともに、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、10月23日の分科会で示された、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を活用して住民に周知する。

② 催物（イベント等）の開催制限

- ・開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第45条第2項等に基づき、別途通知される目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行う。

その際、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に
関しては、別途通知する手続に沿って行う。このことは後述③においても同様とする。

- ・開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。
- ・スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。

③ 施設の使用制限等（前述した「② 催物（イベント等）の開催制限」、後述する「5)学校等の取扱い」を除く。）

- ・法第45条第2項等に基づき、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対して営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする。）の要請を行うとともに、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行う。
- ・要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行う。その際、併せて、事業者に対して、業種別ガイドラインの遵守を働きかける。
- ・20時以降の不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条に規定する施設についても、同様の働きかけを行う。
- ・感染の拡大につながるおそれのある一定の施設について、別途通知される目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った施設の使用の働きかけを行うとともに、法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行う。

④ 職場への出勤等

- ・職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、次に掲げる事項について事業者に働きかけを行う。
ア 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テ

- レワーク)や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底すること。
イ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
ウ職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- エ職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底すること。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践すること。
- ・県は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
 - ・前述した感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。

2) 緊急事態措置区域から除外された場合における取組等

「対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで続ける」ことを基本とし、後述4)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、対策を段階的に緩和する。また、再度、感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行いつつ、迅速かつ適切に取組の強化を図るものとする。

- ① 外出の自粛（後述する「④ 職場への出勤等」を除く。）
 - ・当面、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出の自粛について協力の要請を行う。その後、栃木県の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき地域の感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する。
- ② 催物（イベント等）の開催制限
 - ・栃木県の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限・収容率）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ③ 施設の使用制限等（前述した「② 催物（イベント等）の開催制限」、後述する「5）学校等の取扱い」を除く。）
 - ・当面、法第24条第9項に基づく飲食店に対する営業時間の短縮の要請については継続する。なお、営業時間及び対象地域等については、地域の感染状況等に応じ、適切に判断する。
 - ・飲食店以外の他の令第11条に規定する施設に対する営業時間の短縮等の働きかけについては、地域の感染状況等に応じ、適切に判断する。
- ④ 職場への出勤等

- ・当面、「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等の取組を事業者に強く働きかける。その後、感染状況等を踏まえながら、段階的に緩和する。
- ⑤ 再度の感染拡大の予兆を早期に探知するため、特にクラスターの発生が多い施設など感染リスクに応じて幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施し、感染の再拡大を防ぐ。
- ⑥ ①～⑤の取組を行うに当たっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

3) 重点措置区域となった場合の取組等

まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込むことで、全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述4)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

また、区域を指定するに当たって市町村単位や一定の区画を原則とするなど、区域、期間及び業態を定めるに当たっては、効果的な対策となるよう留意する。

- ・感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、知事が定める期間及び区域において、法第31条の6第1項等に基づき、飲食店（新規陽性者の数等、地域の感染状況を踏まえて、酒類の提供を行う飲食店や接待を伴う飲食店等とすることもあり得るが、その場合、感染防止効果について、政府と連携しながら、十分検討を行うものとする。）に対する営業時間の短縮の要請を行う。営業時間については、地域の感染の状況等を踏まえて、適切に判断する。また、改正法の施行により、命令、過料の規定が設けられたことを踏まえ、その手続に関しては、別途通知される手續に沿って行う。
- ・法第24条第9項に基づき、業種別ガイドラインを遵守するよう要請する。
- ・これらの要請に当たっては、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、できる限り個別に施設に対して働きかけを行う。
- ・法第31条の6第2項に基づき、上記により営業時間の変更を要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りしないよう、住民に対して要請等を行う。併せて、法第24条第9項に基づき、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛等について、住民に対して協力の要請を行うことも検討する。
- ・知事が定める期間及び区域で行われる催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第24条第9項等に基づき、別途通知される目安を踏まえた規模要件等（人数上限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請等を行う。
- ・前述した取組を行うに当たっては、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。

4) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外での取組等

持続的な対策が必要であることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との両立を持続的に可能として

いくため、「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、後述⑤等のとおり、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うものとする。

① 外出の自粛（後述する「③ 職場への出勤等」を除く。）

- ・「三つの密」、「感染リスクが高まる「5つの場面」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の徹底等、感染拡大を防止する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、令和2年4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、同年5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」、同年10月23日の分科会で示された「感染リスクが高まる「5つの場面」」等について県民に周知を行う。
- ・帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促す。感染が拡大している地域において、こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を求める。特に発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう促す。
- ・業種別ガイドライン等を遵守している施設等の利用を促す。
- ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行う。

② 催物（イベント等）の開催制限

- ・「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく適切な感染防止策が講じられるこ^トとを前提に、栃木県の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、規模要件（人数上限・収容率）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとする。
- ・催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるかなど）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討し、主催者に周知する。
- ・催物等の開催にあたっては、その規模にかかわらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、接触確認アプリ（COCOA）等の活用等について主催者に周知する。
- ・感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、人数制限の強化、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

③ 職場への出勤等

- ・事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触機会を低減する取組を働きかける。
- ・職場においても、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従

業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等) や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促す。特に、職場での「居場所の切り替わり」(休憩室、更衣室、喫煙室等) に注意するよう周知するとともに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかける。その際には、特に留意すべき事項の確認を促し、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く奨励する。

- ④ 施設の使用制限等 (前述した「② 催物（イベント等）の開催制限」を除く。)
- ・これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
 - ・感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。
- ⑤ 感染状況の監視
- ・感染の状況等を継続的に監視し、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。
 - ・感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、令和2年8月7日の分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、同提言に示された各ステージにおいて「講すべき施策」や累次の分科会提言（12月11日「今後の感染の状況を踏まえた対応についての分科会から政府への提言」等）、別添の「警戒度に関する判断基準」及び「警戒度に応じた行動基準」に基づき、迅速かつ適切に法第24条第9項等に基づく措置を講じる。特に、ステージⅢ相当の対策が必要な場合にあっては、速やかにステージⅡ相当の対策が必要な地域へ移行するよう、取り組むものとする。
 - ・再度の感染拡大の予兆を早期に探知するため、特にクラスターの発生が多い施設など感染リスクに応じて幅広いPCR検査等（モニタリング検査）やデータ分析を実施し、感染の再拡大を防ぐ。
- ⑥ ①～⑤の取組を行うに当たっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

5) 学校等の取扱い

- ・学校設置者及び大学等に対して一律に臨時休業を求めるのではなく、地域の感染状況に応じた感染防止策の徹底を要請する。
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校等については、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を要請する。
- ・大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底（緊急事態宣言区域においては、部活動における感染リスクの高い活動の制限）を要請する。
- ・高校入試等については、実施者において、感染防止策や追検査等による受験機会の確保に万全を期した上で、予定どおり実施する。
- ・学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状

況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行う。

- ・保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する。

6) 予防接種

- ① 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種目的は、新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことであること。
- ② 予防接種については、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）による改正後の予防接種法に基づく臨時接種の特例として、厚生労働大臣の指示のもと、都道府県の協力により市町村において実施する。
- ③ 予防接種の実施体制や接種順位等については、令和3年2月9日の「ワクチン接種について」を踏まえ接種を円滑かつ効率的に実施する観点に立って行う。
- ④ 予防接種により健康被害が生じた場合の救済措置や副反応疑い報告等については、予防接種法の現行の規定を適用し適切に実施する。
- ⑤ 予防接種は最終的には個人の判断で接種されるものであることから、予防接種に当たっては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し接種の判断ができる情報を提供する。その上で、ワクチンの安全性及び有効性についての情報を提供するなど、的確で丁寧なコミュニケーション等を進め、幅広く予防接種への理解を得るとともに、県民が自らの意思で接種の判断を行うことができるよう取り組む。

7) クラスター対策の強化

- ① 県及び市町は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。その際、より効果的な感染拡大防止につなげるため、積極的疫学調査を実施する際に優先度も考慮する。積極的疫学調査に対して正当な理由がなく協力しない場合の命令、この命令に正当な理由がなく応じない場合の罰則の適用については、対象者の人権に十分に配慮し、慎重に運用する。
- ② 関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ③ クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。また、機動調査チーム及び発生施設支援チームを編成・派遣し支援を行う。これに関連し、市町と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第24条に基づく総合調整を行う。さらに、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努める。また、必要に応じて、国に対し、クラスター対策にあたる専門家の派遣を要請する。
- ④ クラスター対策を強化する観点から、以下の取組を行う。
 - ・事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかける。
 - ・言語の壁や生活習慣の違いがある在留外国人を支援する観点から、提供する情報の一層の多言語化、大使館のネットワーク等を活用したきめ細かな情報提供、相談体制の整備等により、検査や医療機関の受診に早期につなげる。

- ・大規模な歓楽街については、令和2年10月29日の分科会における「大都市の歓楽街における感染拡大防止対策ワーキンググループ当面の取組方策に関する報告書」に示された取組を踏まえ、通常時から相談・検査体制の構築に取り組むとともに、早期に予兆を探知し、介入時には、速やかに重点的（地域集中的）なPCR検査等の実施や、必要に応じ、エリア・業種を絞った営業時間短縮要請等を機動的に行う。

8) その他共通的事項等

- ① 緊急事態措置区域又は重点措置区域となった場合は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じる。緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を講じるに当たっては、法第5条を踏まえ、必要最小限の措置とともに、講じる措置の内容及び必要性等について、県民に対し丁寧に説明する。
- ② 緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないよう、県民に冷静な対応を促す。
- ③ 緊急事態措置の実施に当たっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ④ 公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

(5) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・重症者や重症化リスクのある者に医療資源の重点をシフトする観点から、令和2年10月14日の新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）の改正（令和2年10月24日施行）により、高齢者や基礎疾患のある者等入院勧告・措置の対象の明確化を行っていることから、関係法令に基づき、地域の感染状況等を踏まえ、適切に入院勧告・措置を行う。
 - ・改正法の施行により、入院措置に正当な理由なく応じない場合や入院先から逃げた場合の罰則が設けられたが、その運用に当たっては、患者の人権に十分に配慮し、慎重に運用するとともに、患者への偏見・差別につながらないよう、（7）で後述する取組の一層の強化を図る。
 - ・病床確保や県全体の入院調整に最大限努力した上で、なお病床がひっ迫する場合には、高齢者等も含め入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）については、感染症法第44条の3第2項に基づき宿泊施設（適切な場合は自宅）での療養を要請することで、入院治療が必要な患者への医療提供体制を確保し、丁寧な健康観察を実施する。
 - ・患者の病状、数その他感染症の発生及びまん延の状況を勘案して、ホテル等の一時的な宿泊療養施設の確保に努め、宿泊療養施設の運営体制を確保すること。家庭内の感染防止や症状急変時の対応のため、軽症者等は宿泊療養を基本とする。
 - ・自宅療養等を行う際には、電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備する。

特に、病床のひっ迫等により自宅療養者が多い場合においては、医師会等への業務委託を推進するとともに、パルスオキシメーターの貸与等により患者の健康状態や症状の変化を迅速に把握できるようにするなど、環境整備を進める。

- ・患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町福祉部門の協力を得て、ケアマネジャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。
 - ・関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者専用の病院や病棟を設定する重点医療機関の指定等、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、病床・宿泊療養施設確保計画に沿って、段階的に病床・宿泊療養施設を確保する。
 - ・また、医療機関は、業務継続計画（B C P）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。
 - ・さらに、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用の取組を推進するとともに、それでもなお病床が不足すると見込まれる場合には、法第 31 条の 2 に基づく臨時の医療施設の開設について検討する。
 - ・患者受入調整や移送調整を行う入院医療調整本部を運営し、患者の医療提供に関する必要な総合調整を行うとともに、医療機関等情報支援システム（G－M I S）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を図る。
 - ・感染拡大に伴う患者の急増に備え、県域を越える場合も含めた広域的な患者の受け入れ体制を確保する。
 - ・新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進める。また、効率的な転院調整が行われるよう、地域の実情に応じた、転院支援の仕組みを検討する。
 - ・退院基準を満たした患者について、高齢者施設等における受け入れを促進する。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・かかりつけ医等の地域で身近な医療機関や受診・相談センターを通じて、診療・検査医療機関を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
 - ・関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置を行う。また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようとする。
 - ・感染拡大の状況等を踏まえ、診療・検査医療機関の指定や地域外来・検査センターの設置を柔軟かつ積極的に行う。
 - ・重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関等について、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受

入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。

- ・患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。
- ④ 医療従事者の確保のため、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材等の活用を進める。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府や関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
 - ・医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
 - ・特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
 - ・医療機関及び高齢者施設等の設置者において、従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、手洗い・手指消毒の徹底、パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期す。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQOLを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討する。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、患者、家族のQOLを考慮しつつ、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討する。
 - ・医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施する。
- ⑦ 感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。

高齢者施設等の発熱等の症状を呈する入所者・従事者に対する検査や陽性者が発生した場合の当該施設の入所者等への検査が速やかに行われるようとする。また、感染者が多数発生している医療機関、高齢者施設等への積極的な検査が行われるようにする。

また、高齢者施設等において感染者が一例でも確認された場合に、感染制御や業務継続の両面から支援するチームが、迅速に派遣を含めた支援を行う仕組みの構築に努める。

加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR等検査が実施できる体制をとる。

⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進する。
- ・小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、体制整備を進める。
- ・関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化する。
- ・法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮する。
- ・実費でPCR検査が行われる場合にも、医療と結びついた検査が行われるよう、周知を行うとともに、精度管理についても推進すること。

(6) 経済・雇用対策

令和2年度第3次補正予算を含む「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」（令和2年12月8日閣議決定）及び令和3年度当初予算の各施策を、迅速かつ着実に実行することにより、医療提供体制の確保やワクチンの接種体制等の整備をはじめとする新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、感染症の厳しい影響に対し、雇用調整助成金や官民の金融機関による実質無利子・無担保融資等により、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。引き続き、感染状況や県民生活、県内経済への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸すことなく臨機応変かつ果斷に対応する。

(7) その他重要な留意事項

① 人権への配慮、社会課題への対応等

ア 新型コロナウイルス感染症へのり患は誰にでも生じ得るものであり、感染者やその家族、勤務先等に対する不当な扱いや誹謗中傷は、人権侵害に当たり得るのみならず、体調不良時の受診遅れや検査回避、保健所の積極的疫学調査への協力拒否等につながり、結果として感染防止策に支障を生じさせがねないことから、分科会の偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループが行った議論のとりまとめ（令和2年11月6日）や法第13条第2項の規定を踏まえ、感染者等の人権が尊重され、何人も差別的な取扱い等を受けることのないよう、以下のような取組を行う。

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及に加え、政府の統一的なホームページ（corona.go.jp）等を活用し、市町や関係団体等の取組の横展開や偏見・差別等の防止等に向けた啓発・教育に資する発信を強化する。

・感染者やその家族、勤務先等に対する偏見・差別等の実態の把握に努めるとともに、偏見・差別等への相談体制を、研修の充実、NPOを含めた関係機関の連携、政府による支援、SNSの活用等により強化する。

・新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた行政による情報の公表に当たっては、国の統一的な考え方を踏まえたものとし、個人情報の保護に留意する。

・クラスター発生等の有事対応中においては、感染症に関する正しい知識に加えて、感染者等を温かく見守るべきこと等を発信する。

イ 各種対策を実施する場合において、県民の自由と権利の制限を必要最小限のものとし、特に、罰則が設けられている措置については、患者や関係者の人権に十分に配慮し、まずは当該措置の趣旨や必要性を患者等に丁寧に説明し、理解・協力を得られるようにすることを基本とするとともに、罰則の適用は、慎重に行うものとする。また、女性や障害者などに与える影響を十分配慮する。

ウ 新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、県民への普及啓発等、必要な取組を実施する。

エ マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。

オ 対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

・長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待等

・営業自粛等による倒産、失業、自殺等

・社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活

・外出自粛等の下での高齢者等のコミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービス確保

カ 新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

② 物資・資材等の供給

感染防止や医療提供体制の確保のため、国が購入して確保したマスクや優先供給スキームによる消毒薬について、必要な医療機関や介護施設等に優先的に配布する。

③ 関係機関との連携の推進

ア 国、隣接県、市町、関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

イ 近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。

ウ 緊急事態宣言区域又は重点措置区域の対象となった場合は、次の取組を行う。

(ア) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置等を実施するにあたっては、予め国と協議し、迅速な情報共有を行う。

(イ) 緊急事態措置等を実施した際には、政府対策本部長に、その旨及びその理由を報告する。

④ 社会機能の維持

ア 県職員の感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策を予め講じる。特に、

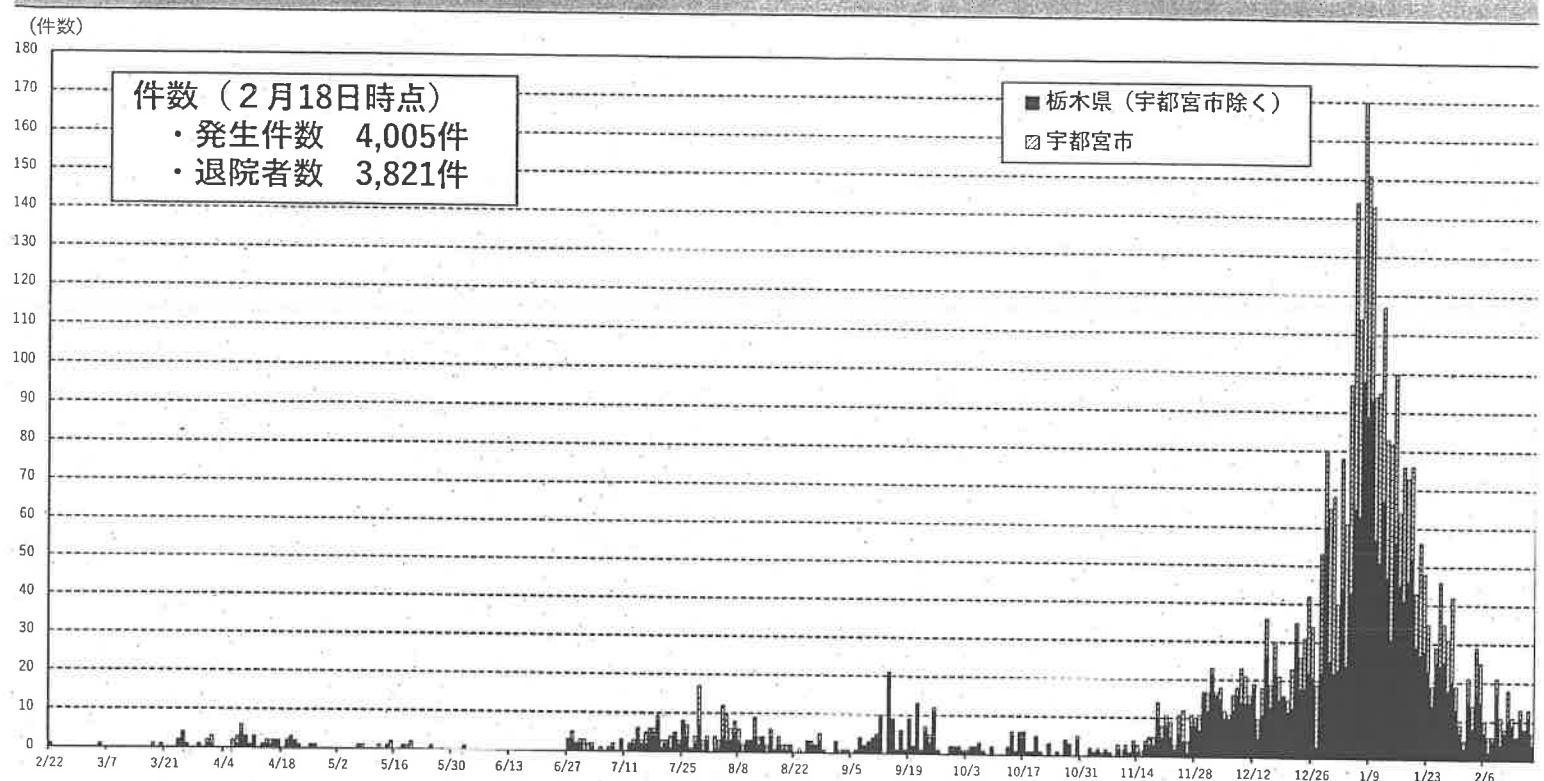
テレビ会議及びテレワークの積極的な実施に努める。

- イ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるように公益的事業を継続する。
- ウ 医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- エ 混乱に乘じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

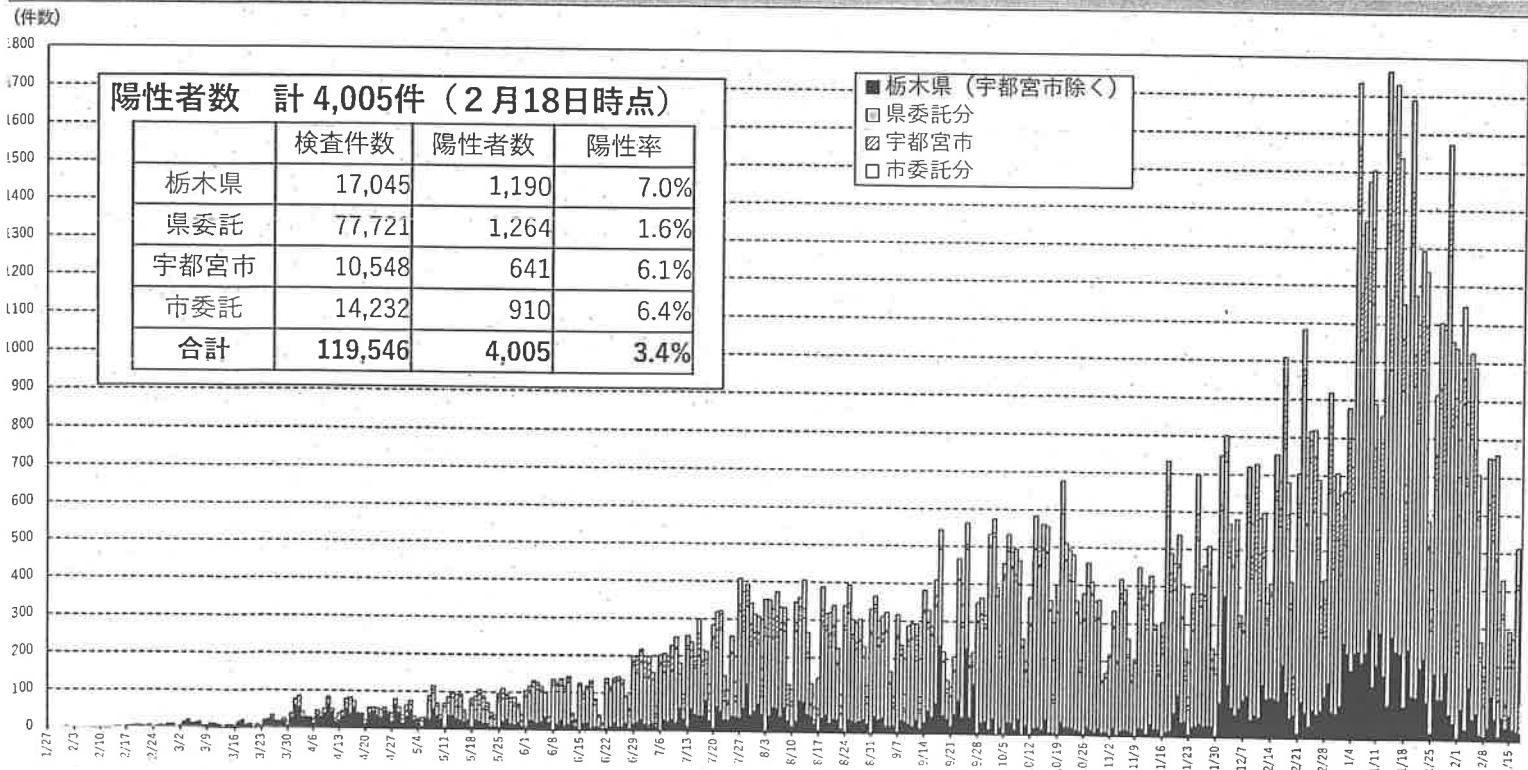
⑤ その他

国においては、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえ、県においても、これに準じた対応に努める。

栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る発生状況



栃木県内 新型コロナウイルス感染症に係る検査件数



警戒度モニタリング状況等について

1 警戒度指標の状況（令和3(2021)年2月18日現在）

指標	現状		警戒度
新規感染者数（直近1週間）	76人	2/12～2/18	感染厳重注意
新規感染者数（直近1週間と先週1週間の比率）	0.9	2/12～2/18 : 76 2/5～2/11:87	感染観察
感染経路不明割合（直近1週間）	31.6%	2/12～2/18	感染拡大注意
検査陽性率（直近1週間）	4.0%	2/12～2/18	感染拡大注意
病床の稼働率	22.8%	2/18	感染拡大注意
重症病床の稼働率	17.4%	2/18	感染拡大注意
確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	18.1%	2/18	感染拡大注意

- 新規感染者数が感染厳重注意レベルに減少。
- 感染経路不明割合は30%前後で推移。
- 病床の稼働率、重症病床の稼働率及び確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合も減少傾向にあり、感染拡大注意レベルにある。

2 国内の発生動向

- 新規感染者数は、1月中旬以降減少が続いている、直近の1週間では10万人あたり約7人となっている。
- 入院者数、重症者数、死亡者数も減少が継続。
- 感染者数は減少しているものの、保健所や医療機関の対応は長期化しており、業務への影響が懸念される。

【2月18日新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料より】

3 近隣都県の感染状況

直近1週間の陽性者数（～2/17、対人口10万人（前週比））

栃木県	福島県	茨城県	群馬県	埼玉県	東京都
3.7 (0.63)	3.0 (1.25)	6.7 (0.58)	7.5 (0.70)	12.6 (0.70)	17.8 (0.70)

【厚生労働省 HP「データからわかる－新型コロナウイルス感染症情報－」より栃木県保健福祉部作成】

4 評価

- 新規感染者数の減少に伴い、すべての指標が感染厳重注意レベル以下に改善し、また、近隣県の感染状況も減少傾向にあることから、警戒度レベルを「感染厳重注意」に引き下げる。
- ただし、病床の稼働率や重症病床の稼働率が十分低減したとは言えない状況であり、再度の感染拡大に強い注意が必要である。

感染状況

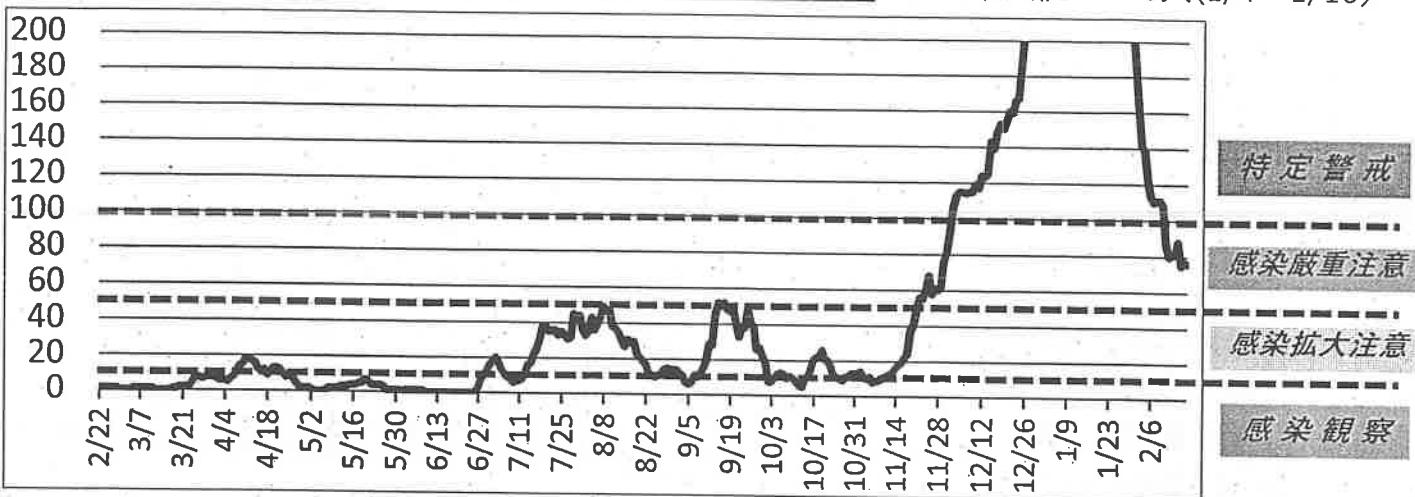
新規感染者数（直近1週間）

現在値

76人(2/12～2/18)

過去最大値

913人(1/4～1/10)



感染経路不明割合（直近1週間）

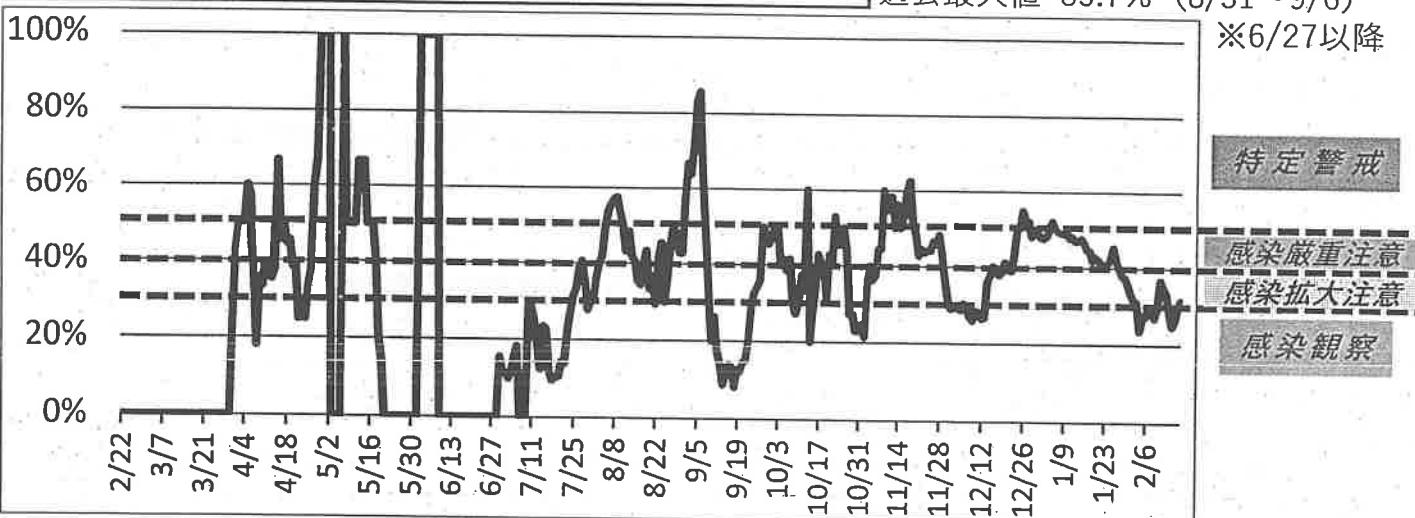
現在値

31.6% (2/12～2/18)

過去最大値

85.7% (8/31～9/6)

※6/27以降



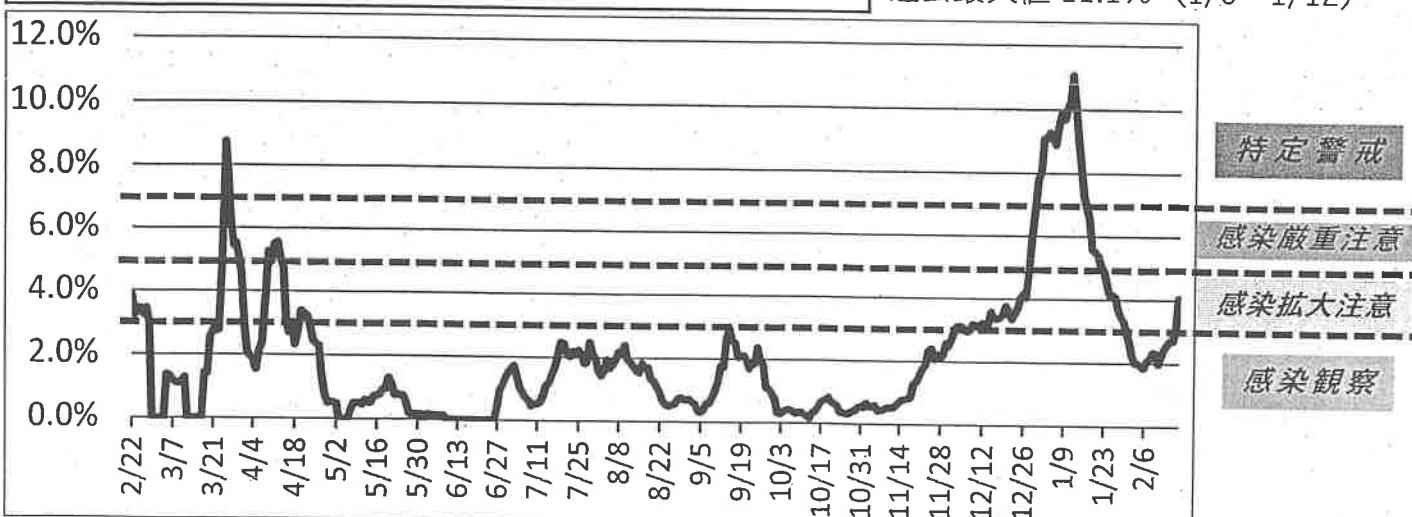
検査陽性率（直近1週間）

現在値

4.0% (2/12～2/18)

過去最大値

11.1% (1/6～1/12)

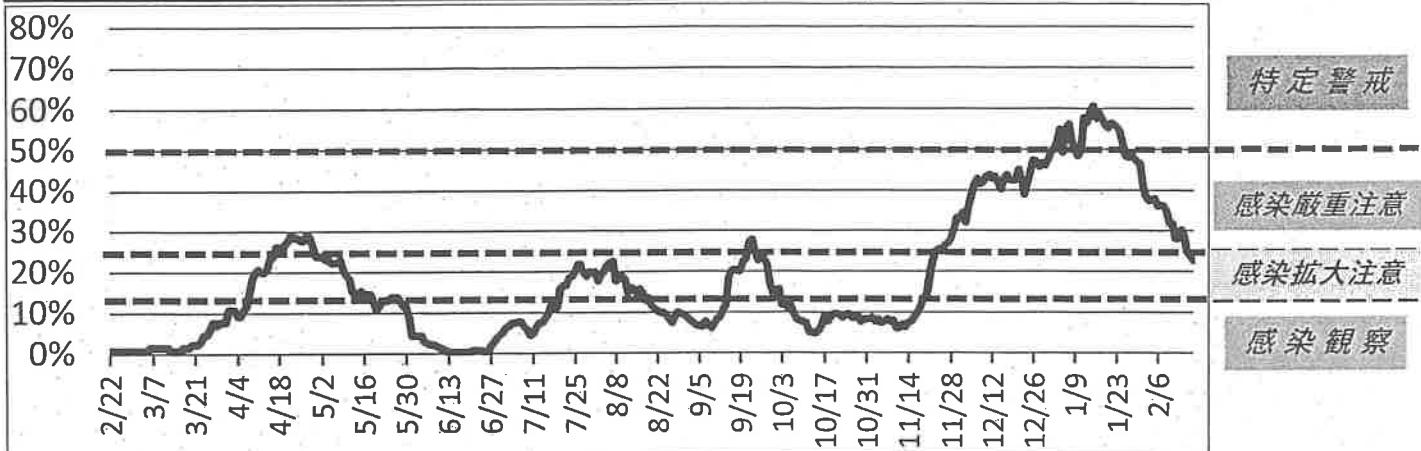


※陽性率は民間の検査結果により後日変動する。

医療提供体制

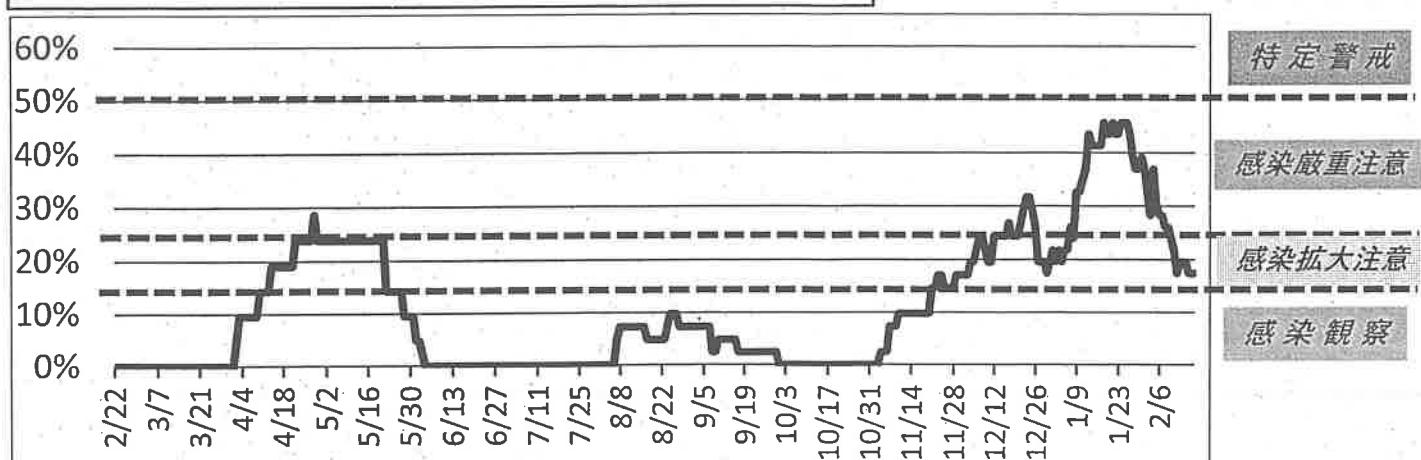
病床の稼働率

現在値(86床) 22.8% (2/18)
過去最大値 60.5% (1/15)



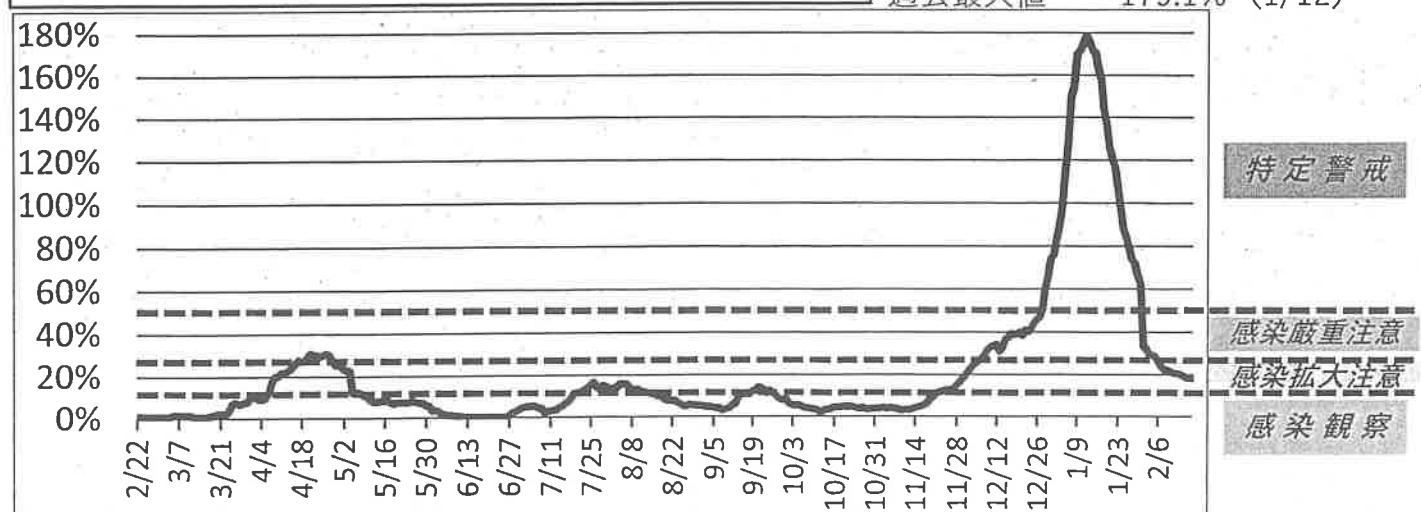
重症病床の稼働率

現在値(8床) 17.4% (2/18)
過去最大値 45.7% (1/18,24,25,26)



確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合

現在値(184人) 18.1% (2/18)
過去最大値 179.1% (1/12)



新型コロナ警戒度基準

○県内の感染拡大状況を判断するため、有識者の意見を踏まえ、栃木県独自の指標を設定
 ○感染拡大状況を判断するための警戒度に関する各指標の判断基準及び警戒度に応じた行動基準を設定
 ⇒各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえ、警戒度レベルを総合的に判断
 ※警戒度を上げる場合は速やかに判断。下げる場合は2週間程度の推移を観察。

警戒度に関する判断基準

指標		特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察	現在値	過去最大値	備考
感染状況	新規感染者数 (直近1週間)	100人以上	50人以上	10人以上	10人未満	76人 (2.12-2.18)	913人 (1.4-1.10)	感染厳重注意のレベルを、人口10万人あたり2.5人（新たな流行シナリオにおける社会への要請を開始するタイミング）とした
	新規感染者数 (直近1週間と先週1週間の比率)	2.0以上	1.5以上	1.0超	1.0以下	直近76人 先週87人 比率0.9	-	
	感染経路不明割合 (直近1週間)	50%以上	40%以上	30%以上	30%未満	31.6% (2.12-2.18)	85.7% (8.31-9.6)	過去最大値は6/27以降の数値を使用
	検査陽性率 (直近1週間)	7%以上	5%以上	3%以上	3%未満	4.0% (2.12-2.18)	11.1% (1.6-1.12)	特定警戒のレベルを、千葉大学による「7%未満の陽性率を保つことが、死亡者数の抑制に重要」という発表を参考に設定
医療提供体制	病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	22.8% (2.18)	60.5% (1.15)	受入病床数：377床（2/1現在）
	重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	17.4% (2.18)	45.7% (1.18)	受入病床377床のうち 重症病床数：46床（2/1現在）
	確保病床数・宿泊療養室数に対する療養者数の割合	50%以上	25%以上	15%以上	15%未満	18.1% (2.18)	179.1% (1.12)	確保病床数・宿泊療養室数：1,015床・室（2/1現在）

各警戒度の状況（イメージ）

項目	特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察
状況	感染者数がさらに拡大しており、深刻な医療提供体制の機能不全を招くリスクが高いため、警戒が必要な状態。	感染者数が急増しており、病床ひっ迫のリスクが高いため、より強い注意が必要な状態。	感染者数が拡大傾向にあり、感染経路を特定（推定）できない者の増加や複数のクラスター発生、病床ひっ迫のリスクが高まっているため注意が必要な状態。	感染者の発生は散発的であり、クラスターが発生した場合でも感染経路を特定（推定）できており、病床にも余裕があるため、引き続き観察を行う状態。

警戒度に応じた行動基準

■県民・事業者等に対し、行動基準を踏まえ、感染拡大の特徴に応じた必要な要請を行う。

項目	特定警戒	感染厳重注意	感染拡大注意	感染観察
共通事項	「新しい生活様式」の実践、施設における感染防止対策の徹底を要請			
県民への要請	【法24⑨、45①による要請】 ・不要不急の外出自粛 ・都道府県をまたぐ移動の自粛	【法24⑨による要請】 ・夜間・酒類を提供する飲食店への外出自粛（時間帯や飲食店の特徴を考慮） ・飲食店における人数制限 ・若年者の団体旅行など感染予防を徹底できない場合等における、感染が拡大している地域との県境を越えた移動自粛の徹底 ※ハイリスクの方には3密の徹底的な回避を要請	【法24⑨による要請】 ・体調が悪い場合は、仕事は休み、旅行や外出を控える ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避ける	【法によらない協力依頼】 ・基本的な感染防止対策の徹底
事業者等への要請	【法24⑨、45②による要請】 ・遊興施設、劇場、遊技施設、文教施設、博物館等の休業要請（※条件付での除外もあり得る） ・イベントは、原則開催自粛 ・集会における人数制限	【法24⑨による要請】 ・ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の休業要請等 ・イベント開催の見直し ・人が集中する観光地の施設等における入場制限等 ・飲食店における人数制限	【法24⑨による要請】 感染拡大防止のための適切な取組を要請 【法によらない協力依頼】 ・全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼	【法によらない協力依頼】 ・感染拡大防止のための適切な取組を要請 ・全国的かつ大規模なイベントで、リスクへの対応が伴わない場合は、中止・延期等の慎重な対応を依頼
学校生活	休業、分散登校又は通常登校	分散登校又は通常登校	通常登校	通常登校

※ ハイリスクの方 = 高齢者、基礎疾患を有する方、妊娠している方等

新規感染者数に係る国の「ステージ4・3」の目安と栃木県の状況

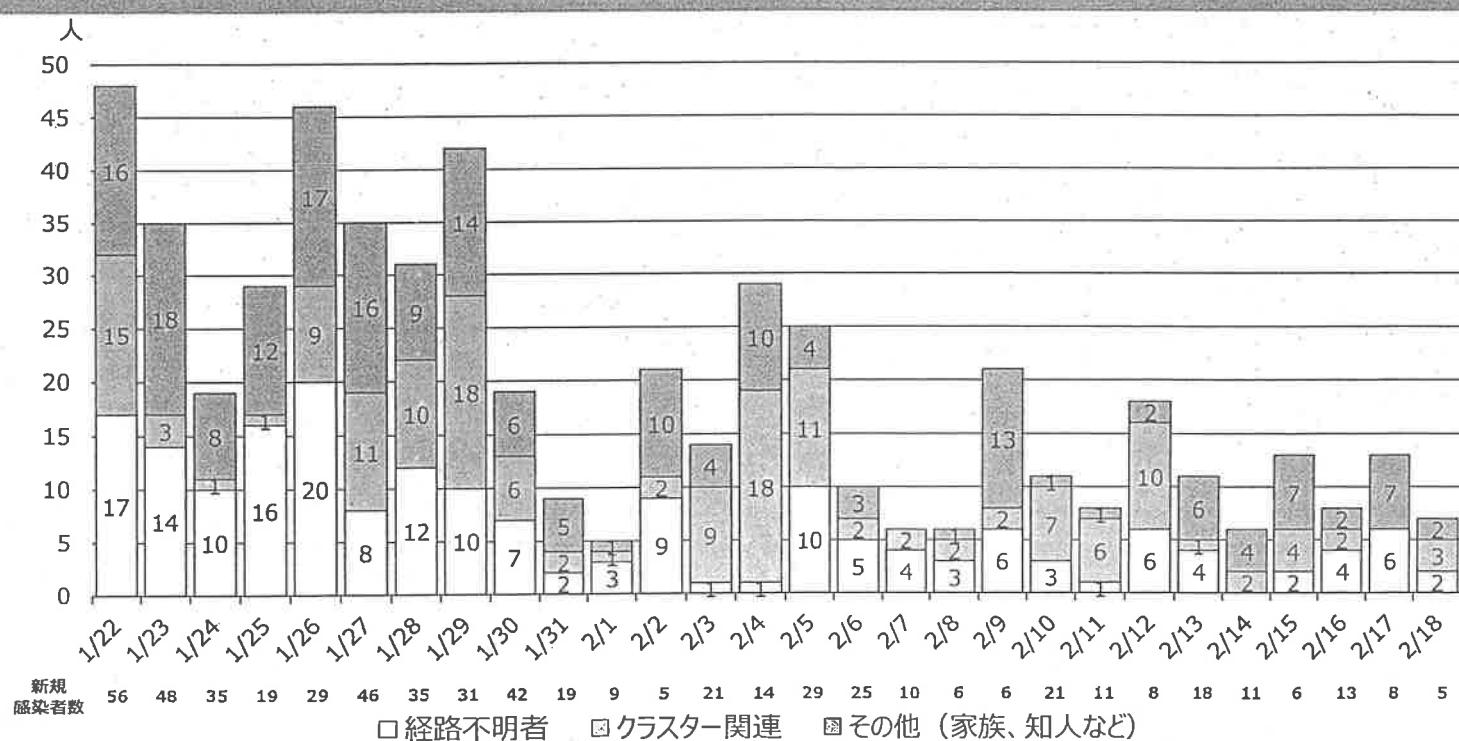
	国の 「ステージ4」	国の 「ステージ3」	緊急事態宣言 対象地域追加時 (1/13)	栃木県 現状 (2/18)
人口10万人当たり 1週間の新規感染者数	25人以上	15人以上	44.1人	3.9人
新規感染者数 直近1週間と先週1週間の比較	直近1週間が先週 1週間より多い	直近1週間が先週 1週間より多い	1.4 直近853人、先週602人	0.9 直近76人、先週87人
感染経路不明者の割合 (直近1週間)	50%	50%	47.1%	31.6%
検査陽性率 (直近1週間)	10%	10%	10.7%	4.0%
病床の稼働率	50%以上	25%以上	56.5%	22.8%
重症病床の稼働率	50%以上	25%以上	43.5%	17.4%
人口10万人当たりの 全療養者 ^{*1} 数	25人以上 (484人以上 ^{*2})	15人以上 (291人以上 ^{*2})	56.6人 (1,095人 ^{*3})	9.5人 (184人 ^{*3})

*1 全療養者：入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数

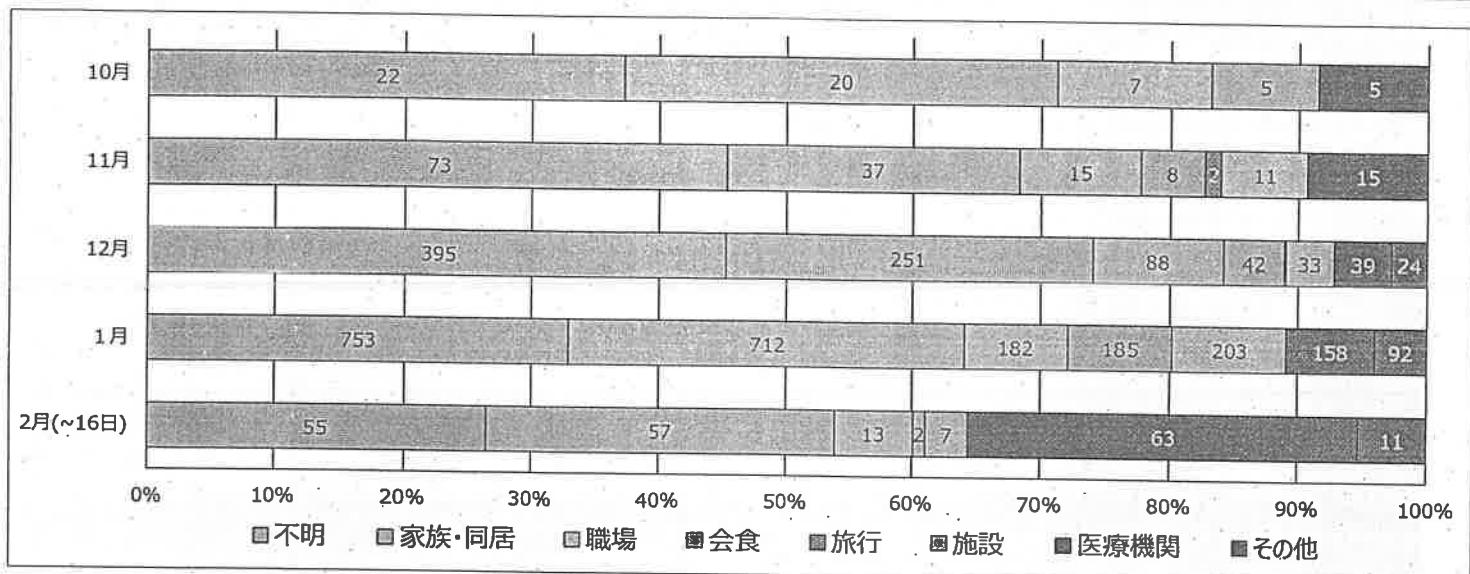
*2 栃木県の人口規模（193.4万人）で見た実数ベースの値

*3 実数

新規感染者数に占める経路不明者の状況



栃木県の感染経路の状況

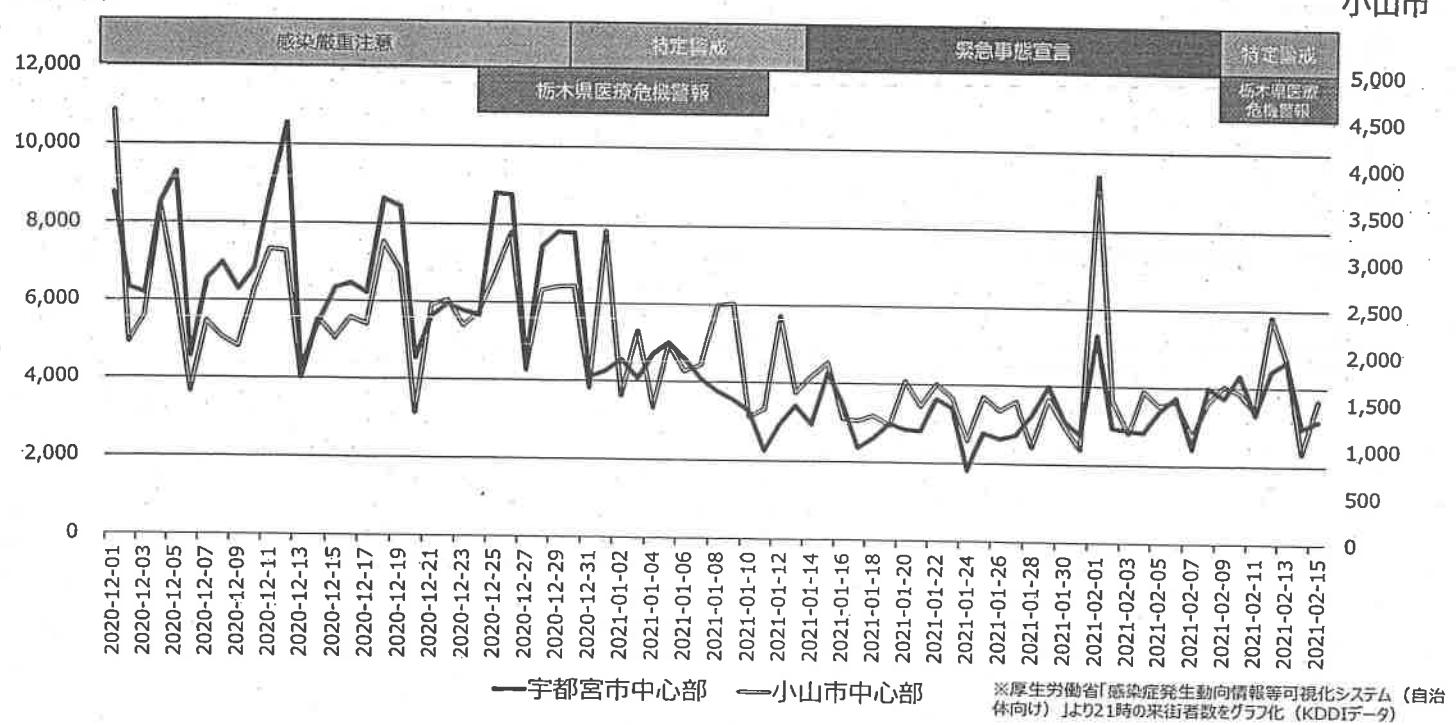


▶ 2月の感染経路は、「不明」の割合が減少した一方で、「医療機関」の割合が増加
 ⇒ 医療機関や施設における感染拡大防止が重要

宇都宮市中心部及び小山市中心部の夜間の人流の推移

宇都宮市

小山市



警戒度レベル「感染厳重注意」における対応

※下線部が変更点

- ① 区域 栃木県全域
- ② 期間 令和3(2021)年2月22日(月)～3月7日(日) ※終期は予定。状況を見て判断。
- ③ 実施内容

感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、以下のとおり協力を要請

●県民に対する協力要請（特措法第24条第9項）

- ・不要不急の外出自粛を要請
特に、緊急事態宣言の対象区域への往来に注意
- ・マスクの着用、換気をはじめ、3密の回避や手洗いなど、基本的な感染防止対策の徹底を要請（「会話する＝マスクする」運動を展開）
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」での注意を要請
特に、大人数の会食は控えるよう注意
- ・体調が悪い場合は、仕事は休むよう要請
- ・施設に応じた感染防止対策の徹底が行われていない場所への外出を避けるよう要請
- ・外出時は、感染のリスクを避ける行動をとるよう要請
- ・ハイリスク者（高齢者、基礎疾患を有する方）は上記取組を特に徹底するよう要請

●事業者に対する協力要請

- ・下記施設に対して人数上限10,000人、かつ、収容率50%以下とすることへの協力の働きかけを実施
劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）、運動施設又は遊技場及び博物館、美術館又は図書館
- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの徹底や「会話する＝マスクする」運動への参加等、感染拡大防止のための適切な取組を要請（特措法第24条第9項）
- ・職場関係の送別会や懇親会など大人数の会食を控えることの働きかけを実施
- ・「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施を要請（特措法第24条第9項）
- ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を推進
- ・オンラインビジネスの推奨

●催物（イベント等）の開催に関する協力依頼（特措法第24条第9項）

次の要件に沿った開催を要請

【人数上限等】

- 参加者の適切な行動確保ができる催物については、次のとおりとする。

定員設定あり	定員設定なし
<ul style="list-style-type: none"> 屋内、屋外ともに10,000人以下。 上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の50%以内の参加人数にすること。屋外にあっては十分な人と人の間隔（1m）を設けること。 	<ul style="list-style-type: none"> 十分な人と人の間隔（1m）を設けることとする

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、次のとおりとする。

全国的・広域的な人の移動がある又は 参加者の把握ができない 十分な人と人の間隔（1m）を設けることとする ※当該間隔の維持が困難な場合は開催について慎重に判断する	全国的・広域的な人の移動がないかつ 参加者がおおよそ把握できる ・人数制限なし ・適切な感染防止対策を講じること
---	--

【留意事項】

- 催物開催に当たっては、別紙に留意すること。
- 業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。

イベント開催時の必要な感染防止策 ①

別紙

(1) 徹底した感染防止等（収容率50%を超える催物を開催するための前提）

① マスク常時着用の担保	<ul style="list-style-type: none"> マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
② 大声を出さないことの担保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。 *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）

(2) 基本的な感染防止等

③ ①、②の奨励	<ul style="list-style-type: none"> ①、②はイベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める） *マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うこと *大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと（例：スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等）
④ 手洗い	<ul style="list-style-type: none"> こまめな手洗いの奨励
⑤ 消毒	<ul style="list-style-type: none"> 主催者側による施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥ 換気	<ul style="list-style-type: none"> 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦ 密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避 *必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧ 身体的距離の確保	<ul style="list-style-type: none"> 大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間（5名以内に限る。）では隣席を空けず、グループ間は1席（立席の場合1m）空ける。 *演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 *混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔（最低限人と人が触れ合わない程度の間隔）

イベント開催時の必要な感染防止策 ②

(9) 飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 過度な飲酒の自粛 食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例・観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
(10) 参加者の制限	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 *ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
(11) 参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 「接触確認アプリ(COCOA)」ダウンロードや「とちまる安心通知(栃木県新型コロナ対策パーソナルサポート)」のLINE友達登録促進 栃木県が推進する「新型コロナ感染防止対策取組宣言」の実施、「とちまる安心通知」のQRコード掲示と読み取りの呼びかけ
(12) 演者の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 有症状者は出演・練習を控える 演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる。 合唱等、声を発する演者間での感染リスクへの対処
(13) 催物前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> イベント前後の感染防止の注意喚起 *可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により分散利用を促進
(14) ガイドライン遵守の旨の公表	<ul style="list-style-type: none"> 主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表
(3) イベント開催の共通の前提	
(15) 入退場やエリア内の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> 広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 *来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
(16) 地域の感染状況に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> 大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて県と相談 *全国的な移動を伴うイベント又は参加者1,000人超のイベントは事前に県の所管課に相談 地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

※従来の目安（人数上限5,000人又は収容率50%のいずれか小さいほう）による場合であっても「(2)基本的な感染防止等」及び「(3)イベントの開催の共通の前提」の徹底を行うこと

県立学校での対応

- 引き続き感染防止対策を徹底する。
- 感染リスクの高い教育活動は実施しない。
- 部活動は、平日は2時間以内、休日は3時間以内とする。

他校との練習試合、合同練習等は実施しない。

※市町立学校においては、引き続き感染防止対策を徹底していただきたい。

モニタリング検査の実施について

感染再拡大を早期に察知し、施策に反映させたためのモニタリング検査を、緊急事態措置を実施すべき区域から唯一除外された本県において、国とともに実施する。

実施日

2月22日(月)から

内容

- ①団体検査型 (団体に所属する対象者に対し検査を実施)
22日(月)・24日(水)・25日(木)に各1団体100名、計3団体300名検査予定
- ②スポット配布型 (市中に検査キット配布場所を設置し、来訪者に検査を依頼)
22日(月)・24日(水)・25日(木)に各100名、計300名検査予定

実施団体及び配布場所はそれぞれ非公表

○3月以降の検査については国と調整中

県民利用施設の対応について（2/22～3/7）

R3(2021).2.19

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

共通事項

- 2/22～3/7の間における県民利用施設の利用（貸館による施設利用を含む）については、原則として以下のようないる対応とする。
- 構造や使用形態上、特に感染リスクが高いエリアを除き、原則として使用可とする。（施設主催のイベント等も実施）
- 使用にあたっては、特措法第24条第9項の規定に基づく「催物（イベント等）の開催制限（人数上限：屋内・屋外とも10,000人以下、屋内は収容定員の50%以下の使用等）」を遵守することとし、施設に人が集中する恐れがある場合は、入場者の制限等、適切な対応を取るものとする。
- 施設管理者（指定管理者を含む）・施設利用者は、施設及び使用形態に応じた各種ガイドラインを遵守するとともに、「会話する=マスクする」運動のチラシ掲示や周知等、感染拡大防止のための取組を行うものとする。
- 今後の感染状況によっては、適宜使用中止の判断を行う。

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	2/8～2/21の対応	2/22～3/7の対応	各施設の問合せ先
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館（イベント等は中止）	開館	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	開館（イベント等は中止）	開館	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 ○ホール・会議室等 9:00～22:00 ○ギャラリー 9:00～19:00	・原則として休館（予約済のものを除く） ・予約済で21時以降等は変更等を働きかけ	開館	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	火曜日～土曜日 8:30～17:00 (祝日は休館)	原則として休館（予約済のものを除く） ※各種相談等は実施	2/24～ 開館	とちぎボランティアNPOセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館	【県庁団体見学】 平日 9:00～12:00、 13:00～16:00	団体見学の新規予約停止	団体見学の新規予約再開	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00（宿泊室除く） 年中無休	・原則として休館（予約済のものを除く） ・予約済で21時以降等は変更等を働きかけ	開館	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土 9:00～21:00 日 9:00～17:00 月、祝日 休館日	原則として休館（予約済のものを除く） ※各種相談は実施	2/24～ 開館	とちぎ男女共同参画センター（パルティ） 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	休館	2/23～ 開館 ※大雨体験施設は利用休止	栃木県防災館 028-674-4843 (北関東総合警備保障(株) (指定管理者) 028-639-0436) 消防防災課地域防災担当 028-623-2127
9	環境	日光自然博物館	10:00～16:00 ※11～5月は月曜休館	開館（イベント等は中止）	開館	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	2/8~2/21の対応	2/22~3/7の対応	各施設の問合せ先
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英國大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ポートハウス 9:00~17:00 ※12~3月休館	冬季休館	同左	日光自然博物館 0288-55-0880 自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00~16:00 ※12~3月は水曜休館 ※キャンプ場営業は4月末~9月末	開館	同左	県民の森管理事務所 0287-43-0479 自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00~16:30 火曜休館	開館	同左	塩原温泉ビジャーセンター 0287-32-3050 自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30~16:30 月曜日休館	展示場・プラネタリウム・乗り物広場等の有料施設を休館 ※駐車場・催し広場・遊びの広場・冒険広場は利用可	2/23~ 本館開館（遊びの世界等一部展示を除く） 屋外は全ての遊具等が使用可能	子ども総合科学館 028-659-5555 こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前9時~午後9時 (休日：毎月第1日曜日、平日にあたる国民の祝日) 【障害者スポーツセンター】 午前9時~午後9時 (休日：毎週月曜日)	【本館】 原則として休館（予約済を除く） 【障害者スポーツセンター】 原則休館（予約済のものは変更等を働きかけ）	開館	(福) 栃木県社会福祉協議会 とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940 保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	【トレーニング室等】 火~土曜日 9時30分~21時 日・祝日 9時30分~17時 【貸館】 火~土曜日 8時30分~21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分~17時	【トレーニング室等】 原則休館 【貸館】 原則として休館（予約済を除く）	開館	(福) とちぎ健康福祉協会 健康づくり課 028-623-5858 保健福祉課地域保健担当 028-623-3103
16	保福	栃木県シルバーユニバーサル校(中央校、南校、北校) ※とちぎ生きがいづくりセンター内	【貸館】 火~土曜日 9時~21時 月・日・祝・第4火曜日 9時~17時 【大学校：休校中】 火曜日~金曜日 10時~15時	【貸館】 原則として休館（予約済を除く）	貸館再開	(福) とちぎ健康福祉協会 生きがいづくり課 028-650-3366 健康づくり課 028-623-5858 高齢対策課生きがいづくり担当 028-623-3048
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	開館時間：9時~17時 開館日：休館日を除く毎日(休館日：土日祝日、12/29~1/3)	原則として休館（予約済のものを除く） ・利用する場合は利用者を50%以下に制限 ・主催者に対し、名簿の作成・保管、事前の検温等感染防止対策の徹底を要請	開館 (左記の感染対策は継続)	・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395 ・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 産業技術支援センター 0285-72-5221
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)	開館時間：9時~21時 開館日：休館日を除く毎日(休館日12/29~1/3)	原則として休館（予約済のものを除く）	開館	マロニエプラザ事務局 028-664-2266 観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	2/8~2/21の対応	2/22~3/7の対応	各施設の問合せ先
19	農政	なかがわ水遊園	9:30~16:30 月曜、第4木曜定休	おもしろ魚館は休館	開園 (2/23~)	なかがわ水遊園 0287-98-3055 農村振興課水産資源担当 028-623-2351
20	農政	とちぎ花センター	9:00~16:30 月曜定休 ※3~5月は無休	休園	開園 (2/27~) ※2/23~26はメンテナンス期間	とちぎ花センター 0282-55-5775 生産振興課果樹花き担当 028-623-2329
21	県土	井頭公園	8:30~18:30	開園 有料施設は ・新規予約受付中止 ・予約済の場合は変更等を働きかけ	開園	井頭公園管理事務所 0285-83-3121 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
22	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30~17:30	開園 有料施設は ・新規予約受付中止 ・予約済の場合は変更等を働きかけ	開園	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
23	県土	中央公園	8:30~18:00	開園	同左	中央公園管理事務所 028-636-1491 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	那須野が原公園	8:30~17:30	開園 有料施設は ・新規予約受付中止 ・予約済の場合は変更等を働きかけ	開園	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
25	県土	みかも山公園	8:30~18:30	開園 有料施設は ・新規予約受付中止 ・予約済の場合は変更等を働きかけ	開園	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
26	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30~16:30	休園	開園	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光だいや川公園	8:30~17:30	開園 有料施設は ・新規予約受付中止 ・予約済の場合は変更等を働きかけ	開園	日光だいや川公園 0288-23-0111 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	とちぎわんぱく公園	8:30~16:30	開園 有料施設は ・新規予約受付中止 ・予約済の場合は変更等を働きかけ	開園	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855 都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
29	県土	とちぎ明治の森記念館(旧育木家那須別邸)	火曜日~日曜日 冬期(10~3月) 9:00~16:30 夏期(4~9月) 9:00~17:30	休館	開館	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419 道路保全課 028-623-2425
30	企業	県民ゴルフ場	冬期(11~3月) 7:30~17:30 夏期(4~10月) 6:00~18:00	営業(施設の一部使用制限あり) ・風呂:浴槽は使用せず、シャワーのみ利用可 ・ロッカーは使用禁止 ・食事提供方式変更(ビュッフェ一個食対応)	同左	経営企画課 028-623-3824

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	2/8~2/21の対応	2/22~3/7の対応	各施設の問合せ先
31	教委	総合運動公園	8:30~18:00 (陸上競技場8:30~21:00、武道館9:00~21:00)	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ (指定管理者) 028-615-0581 スポーツ振興課 028-623-3414
32	教委	とちぎスポーツ医学センター	平日 12:00~21:00 (毎週火曜日休館) 土・日曜日 9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	総合運動公園北・中央エリア指定管理グループ (指定管理者) 028-645-2080 スポーツ振興課 028-623-3415
33	教委	栃木県総合教育センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00~17:00 ・図書資料室 平日9:00~17:00 土日10:00~17:00	開館	同左	生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352 生涯学習部 028-665-7206 総務課 028-623-3352
			・施設貸出(研修室、体育館、等) 平日9:00~21:00 土日9:00~17:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	総務部 028-665-7200 総務課 028-623-3352
34	教委	文書館	平日 9:00~17:00	開館(状況によって入館人數制限の可能性あり)	同左	文書館 028-623-3450 総務課 028-623-3352
35	教委	県立図書館	火~日 9:00~19:00 ※土日祝は17:00まで	開館(イベント等は中止) ※一部制限あり(閲覧席数の削減、端末等の利用時間制限、館内飲食禁止等)	開館 (左記の感染対策は継続)	県立図書館 028-622-5111 生涯学習課 028-623-3405
36	教委	青少年教育施設 (芳賀青年の家)	休所日 ・月曜日(第3除く) ・第3日曜・祝日 ・12/27~1/5	・新規予約は受付停止 ・予約済の場合は自粛要請(学校教育活動での利用を除く) ・主催事業は中止	2/24~ 開館	芳賀青年の家 0285-72-2273 生涯学習課 028-623-3405
37	教委	青少年教育施設 (太平少年自然の家)	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27~1/5	・新規予約は受付停止 ・予約済の場合は自粛要請(学校教育活動での利用を除く) ・主催事業は中止	開館	太平少年自然の家 0282-24-8551 生涯学習課 028-623-3405
38	教委	青少年教育施設 (なす高原自然の家)	休所日 12/29~1/3	・新規予約は受付停止 ・予約済の場合は自粛要請(学校教育活動での利用を除く) ・主催事業は中止	開館	(公財) とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0287-76-6240 生涯学習課 028-623-3405
39	教委	青少年教育施設 (とちぎ海浜自然の家)	休所日 12/29~1/3	・新規予約は受付停止 ・予約済の場合は自粛要請(学校教育活動での利用を除く) ・主催事業は中止	開館	(公財) とちぎ未来づくり財団 (指定管理者) 0291-37-4004 生涯学習課 028-623-3405
40	教委	県体育館	9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	(公財) 栃木県スポーツ協会 (指定管理者) 028-622-4201 スポーツ振興課 028-623-3414

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	2/8~2/21の対応	2/22~3/7の対応	各施設の問合せ先
41	教委	県南体育館	9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	小山市（指定管理者） 0285-21-0021 スポーツ振興課 028-623-3414
42	教委	県北体育館	9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	大田原市（指定管理者） 0287-22-8012 スポーツ振興課 028-623-3414
43	教委	県体育馆分館	9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	環境整備（株）（指定管理者） 028-664-3002 スポーツ振興課 028-623-3414
44	教委	温水プール館	9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	開館	小山市（指定管理者） 0285-22-4617 スポーツ振興課 028-623-3414
45	教委	アイスアリーナ	5:30~21:00	工事による休館（R2.11.30 ~R3.8.8）	同左	（一財）日光市公共施設振興公社（指定管理者） 0288-53-5881 スポーツ振興課 028-623-3414
46	教委	グリーンスタジアム	9:00~21:00	・原則として休館 ・予約済の場合は利用自粛要請。やむを得ず利用する場合は感染防止対策を徹底	2/23～開館	北関東綜合警備保障（株）（指定管理者） 028-667-0962 スポーツ振興課 028-623-3414
47	教委	埋蔵文化財センター	9:30~16:30 (土・祝は休館)	・開館（状況によって入館人數制限の可能性あり） ・イベント等は中止	開館	埋蔵文化財センター 0285-44-8441 文化財課 028-623-3421

